

## 第5章 水防活動

## 第1節 水防非常配備体制

## 1 佐呂間町の非常配備体制

佐呂間町は、法第16条に規定する水防警報を受けたとき、又は洪水及び高潮による危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、次による非常配備体制により、水防業務を処理するものとする。

なお、災害対策本部が設置されたときは、佐呂間町地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

## (1) 非常配備基準

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容
第1種 非常配備	1 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。 2 その他必要により、本部長（水防管理者）が当該非常配備を指令したとき。	情報連絡のための各対策部の班長及び総務対策部総務班をもってあたるもので、状況によりさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。
第2種 非常配備	1 局地的な災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したとき。 2 その他必要により本部長（水防管理者）が当該非常配備を指令したとき。	各班の所要人員をもってあたるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。
第3種 非常配備	1 広域にわたる災害の発生が予想されるとき、又は被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長（水防管理者）が当該非常配備を指令したとき。 2 予想されない重大な被害が発生したとき。	本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。

## (2) 消防機関の非常配備基準

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容
第1種 非常配備 (待機)	1 大雨警報、洪水警報、高潮警報が発表され又は河川等の状況により待機を必要と認めたとき。 2 北海道知事から待機の指示を受けたとき。 3 水防警報河川に水防警報（待機）が発表されたとき。	1 消防職・団員のうち分団長以上の招集を行い、状況に応じ直ちに出勤できるよう非番の職員に対し、自宅待機を指示する。 2 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒を行うこと。
第2種 非常配備 (準備)	1 大雨警報、洪水警報、高潮警報、はん濫警戒情報（洪水警報）が発表され、又は河川等の状況により水防活動の準備を必要と認めたとき。 2 北海道知事から準備の指示を受けたとき。 3 水防警報河川に水防警報（準備）が発表されたとき。	1 消防職全員及び消防団員の一部を招集し、各隊の編成を行うこと。 2 水防本部に連絡員の派遣を行い連絡情報の収集につとめること。 3 出動車両の点検整備及び救命ボートの組立整備を行うこと。 4 水防資器材及び各隊装備器材の整備、準備を行うこと。 5 出動の場合の順路検討、これに伴う対策の確認を行うこと。 6 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行うこと。
第3種 非常配備 (出勤)	1 大雨警報、洪水警報、高潮警報、はん濫警戒情報（洪水警報）、はん濫危険情報（洪水警報）、はん濫発生情報（洪水警報）が発表され、又は雨量、水位、流量その他の状況により堤防の溢水、決壊等のおそれがあるとき。 2 北海道知事から出勤の指示を受けたとき。 3 水防警報河川に水防警報（出勤）が発表されたとき。	1 消防職、団員の全員を招集し隊の編成を行い、現地に出動、水防活動及び避難救助活動を行うこと。

## 2 非常配備を指令したときの措置

水防管理者が非常配備を指令したときは、水防関係のある機関に通知するとともに、オホーツク総合振興局長に報告するものとする。

### 第2節 監視及び警戒

#### 1 常時監視

水防管理者は、巡視責任者を定め、担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。

巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し必要な措置を求めるものとする。地区別巡視責任者は次のとおりとする。

地区	担当する河川等	巡視責任者	巡視担当者
仁倉	仁倉川	建設課長	維持係
大成	オンネルベシベ川	建設課長	維持係
栃木	武士川	建設課長	維持係
佐呂間	三線川	建設課長	維持係
北	安斉川	建設課長	維持係

#### 2 非常監視及び警戒

巡視責任者は、水防管理者が非常配備を指令したときは、担当する水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に連絡するものとする。

監視警戒にあたり、特に留意する事項は次のとおりである。

- (1) 裏法で漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- (2) 表法で水当りの強い場所の亀裂及び崖崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他構造物と堤防の取付部分の異常
- (7) 溜池等については、前各号の他、次の事項について注意するものとする。
  - ア 取入口の閉鎖状況
  - イ 流域の山崩れの状態
  - ウ 流入水並びに浮遊物の状況
  - エ 余水吐及び放水路付近の状況
  - オ 重ね池の場合の上部溜池の状況
  - カ 樋管の漏水による亀裂及び崖崩れ
- (8) 海岸等については、次の事項について注意するものとする。
  - ア 防波堤、防潮堤、護岸等の決壊、移動状況
  - イ 消波ブロック等の状況
  - ウ 海岸の流失等の状況

### 第3節 警戒区域

#### 1 警戒区域の設定

- (1) 法第21条に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から撤去を命ずることができるものとする。
- (2) 前号の定める場所において、水防団長、水防団員、若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員、若しくは消防機関に属する者の職務を行うことができるものとする。

#### 2 警戒区域設定の報告

前項の警戒区域を設定した者は、直ちに水防管理者、佐呂間出張所長及び警察署長に報告するものとする。

### 第4節 水防作業

#### 1 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速的確に作業を実施するものとする。

#### 2 水防工法

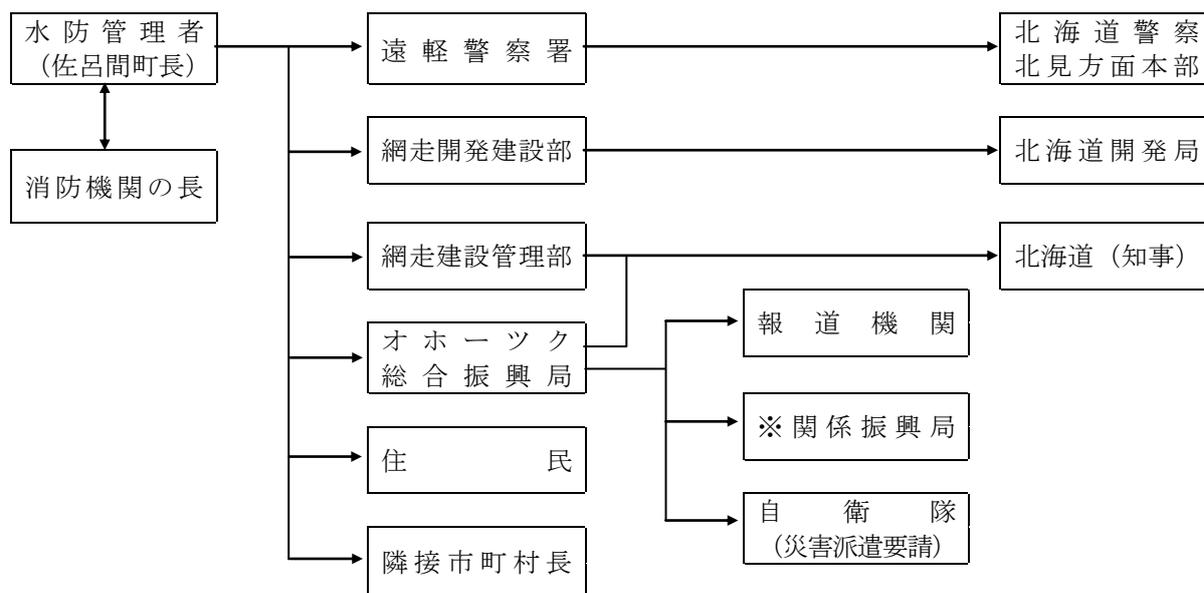
水防工法は、木流し、シート張り、月の輪、積土のう、改良積土のう等とし、具体的な工法は参考資料2のとおりとする。

### 第5節 決壊通報

#### 1 決壊通報

堤防等が決壊したときは、水防管理者及び消防機関の長は、直ちに次により通報するものとする。

堤防等の決壊通報系統



(注) ※は、連絡する必要がある場合のみ通報する。

## 第6節 避難及び立退き

### 1 避難及び立退きの指示

水防管理者は、堤防等が決壊した場合、又は破堤のおそれのある場合は、佐呂間町地域防災計画第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。

なお、水防管理者が避難のため立退きを指示する場合には、北海道知事（オホーツク総合振興局長）及び遠軽警察署長に通知しなければならない。

解除公示した場合も同様とする。

### 2 警察官の避難の指示

警察官は、水防管理者が避難のため立退きを指示することができないと認められるとき、又は水防管理者から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。

なお、警察官が立退きを指示したときは、直ちに水防管理者に通知しなければならない。

### 3 避難及び立退きの順序

避難及び立退きの順序は、佐呂間町地域防災計画第5章第5節「避難対策計画」によるものとする。

### 4 避難者の輸送

避難者の輸送は、佐呂間町地域防災計画第5章第9節「輸送計画」によるものとする。

### 5 避難場所の指定

避難場所は、佐呂間町地域防災計画第5章第5節「避難対策計画」によるものとする。

## 第7節 非常輸送

### 1 水防資器材、人員等の非常輸送

非常の場合の資器材、人員等の輸送は、佐呂間町地域防災計画第5章第8節「輸送計画」によるものとする。

## 第8節 水防信号

### 1 水防信号

法第20条の規定により知事の定める水防信号は、次のとおりである。

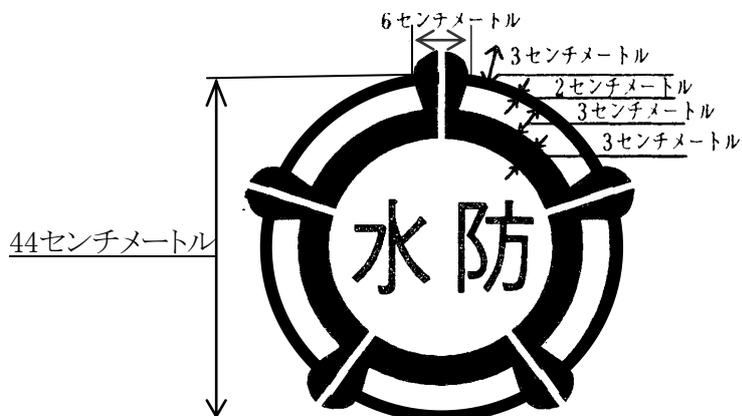
方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号	摘 要
警 戒 信 号	○休止 ○休止 ○休止	5秒-15秒 5秒-15秒 5秒-15秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき又は気象台から気象の通報を受けたとき発する信号
出 動 第 1 号 信 号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5秒-6秒 5秒-6秒 5秒-6秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	水防管理団体及び消防機関に属する者全員出動信号
出 動 第 2 号 信 号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒-5秒 10秒-5秒 10秒-5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	水防管理団体の区域内に居住する者の出動信号
危 険 信 号 (避難立退き)	乱 打	1分-5秒 1分-5秒 1分-5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号

- 備考 1 信号は、適宜の時間継続すること。  
2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。  
3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

## 第9節 水防標識及び立入検査証

### 1 水防標識

法第18条の規定により知事の定めた水防のために出動する車両・舟艇等の標識は次のとおりとする。



- 注 1 水防の字は赤とする。  
2 外枠は黒とする。

### 2 資料収集のための職員等の身分証明書

法第49条第1項に定める業務を行うための町の職員及び消防機関に属する者の身分証明書は次のとおりとする。

表	裏
<p>水防立入検査証</p> <p>所属</p> <p>職</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>水防管理者 <span style="float: right;">印</span></p>	<p>注 意</p> <p>1 本所は、他人に貸与しもしくは贈与し又は勝手に訂正しないこと。</p> <p>2 本書は、身分を失ったときは直ちに発行者に返還すること。</p> <p>3 本書は、水防法第49条第2項による立入票である。</p>
<p>9 cm</p> <p>6 cm</p>	